

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 土地改良事業調査委嘱等に関する規則
- ◇告示 土地改良事業の認可
建設業者の登録まつ消
建設業者の変更登録
牛の移入禁止区域の解除
牛の結核病及びブルセラ病の検査
- 土地改良区の換地計画の変更認可
- 土地改良区の換地計画の認可
- 土地改良区の成立
- 森林区施業計画の公表
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇雜報 食糧事務所日野上出張所の位置変更
- ◇正誤 昭和三十三年十一月二日選管告示第五十六号
中訂正

規則

土地改良事業調査委嘱等に関する規則をここに公布する。

昭和三十三年十一月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県規則第五十三号

土地改良事業調査委嘱等に関する規則

(目的)

第一条 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）の規定により知事が土地改良事業を審査するための専門技術者の委嘱又は任命（以下「委嘱」という。）の範囲、方法並びに調査及び報告等の要領は、この規則の定めるところによる。

(委嘱の範囲及び方法)

第二条 前条の専門技術者は、農地の改良、開発及び保全に関し専門的智識を有する技術者で、次条に掲げる専門部門につき三年以上の実務経験を有する者のうち

から、知事が毎年これを委嘱するものとする。

(調査の指名)

第三条 土地改良事業に関し、前条の規定により委嘱した者のうちから知事が専門技術者を指名しようとするときは、その規模の大小、内容等に応じ、おおむね次の基準により行うものとする。ただし、法第七条第三項の規定又は同条同項の準用規定により事業計画及び定款を定めることに関し援助を与えた県の吏員並びに一般民間人で、現にその土地改良事業に関し又は近く関係すると予想される者若しくは営利法人の役員は除くものとする。

基準

- 一 かんがい排水施設又は農業用道路等の新設、廃止若しくは変更の場合
 - イ 地質、土じよう肥料部門
 - ロ 気象部門
 - ハ 農学部門
 - ニ 土木部門

ホ 経済部門

- 二 かんがい排水施設又は農業用道路等の管理の場合
 - イ 農学部門
 - ロ 土木部門
 - ハ 経済部門
 - ニ 地質、土じよう部門
- 三 区画整理の場合
 - イ 農学部門
 - ロ 土木部門
 - ハ 経済部門
- 四 開田又は開畑の場合
 - イ 地質、土じよう肥料部門
 - ロ 農学部門
 - ハ 土木部門
 - ニ 経済部門
 - ホ 山林部門
- 五 埋立又は干拓の場合
 - イ 農学部門

- ロ 土木部門
- ハ 経済部門
- ニ 水産部門

六 農地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧の場合

- イ 土木部門
- ロ 経済部門
- ハ 地質、土じよう肥料部門
- ニ 農学部門

七 暗きよ、排水、客土及び床締の場合

- イ 土木部門
- ロ 経済部門
- ハ 地質、土じよう肥料部門
- ニ 農学部門

(調査及び報告の要領)

第四条 指名を受けた専門技術者は、分担事項、調査方法及び調査結果の取まとめ要領等につき協議の上、それぞれ専門の見地から書類調査及び現地共同調査を

行い、調査報告書(別記様式)を共同作成して、知事に提出しなければならない。

(旅費)

第五条 調査員で、職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号)の適用を受けない者の旅費等については、特別職の職員等の旅費等に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号)別表専門委員の例により支給するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様 式

昭和 年 月 日
鳥取県知事 殿

調 査 員 氏 名 箇

土地改良事業計画に対する調査について(報告) 地区名

昭和 年 月 日付で委嘱された上記地区の調査結果は、別紙のとおりであります。

土地改良事業計画に対する専門技術者の調査報告書

- A 維持管理を除く一般土地改良事業の場合
 - 1 この事業施行の必要性
 - イ 必要な理由及びその程度
 - ロ 自然的条件
 - ハ 社会経済的条件
 - ニ 不必要な理由
 - 1 自然的条件
 - ロ 社会経済的条件
- 2 この事業施行の可能性
 - イ 可能な場合
 - 1 自然的条件
 - ロ 社会経済的条件
 - ロ 不可能な場合はその理由
 - ハ さらに適切であり又は可能な方法があればその方法
- 3 事業主体がこの事業を行うことに対する技術的意

見

- 4 この事業によつて生ずる経済効果
 - イ 効用及びその算出基礎
 - ロ 費用及びその算出基礎
 - ハ 効用と費用との比較及びその算出基礎
- 5 この事業の費用の地元負担者について、その能力
- 6 この事業施行によつて影響する他の事業についての処理対策
 - イ 他の土地改良事業のある場合
 - ロ 土地改良事業以外の事業がある場合
- 7 この事業施行によつて生ずる施設がある場合、その管理方法に対する技術的意見
- 8 その他計画に記載されている事項に対する意見
- 9 結論及び報告
- B 維持管理事業のみの場合
 - 計画書に記載されている事項等につき、自然的条件及び社会経済的条件からその妥当性、合理性を検討し、さらに適切可能な方法があればその方法を記載すること

告 示

鳥取県告示第五百四十三号

国分寺土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする暗渠排水事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十三年十一月二十日認可した。

昭和三十三年十一月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

登録番号 登録年月日 名 称
 鳥取県知事登録 (ほ)第四九〇号 昭三三、一〇 石 木 組

所在地 申請者氏名
 八頭郡郡家町大字池田 石木 一郎 昭三三、一〇

鳥取県告示第五百四十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十三年

と。

鳥取県告示第五百四十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年十一月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

年十一月五日変更登録した。
昭和三十三年十一月二十一日

登録番号 登録年月日
鳥取県知事登録 (に) 第三七二二号 昭和三十三、三、一七

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男
商号又は名称 昌立建設株式会社
八頭郡智頭町智頭

申請者氏名
(旧)寺谷 茂鏑
(新)長谷

鳥取県告示第五百四十六号

昭和三十二年九月鳥取県告示第四百三十九号(牛の移入禁止区域の指定)のうち宮崎県を解除する。
昭和三十三年十一月二十一日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県告示第五百四十七号

次のように牛の結核病及びブルセラ病の検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六

号)第六条の規定により、牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。
昭和三十三年十一月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

- 一 実施の目的 結核病及びブルセラ病の予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病、ブルセラ病検査……搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施

設内で飼育している牛。ただし、生後六箇月分産前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。
四 実施の期日 別表のとおり
五 検査及び注射駆除の方法
結核病……ツベルクリン皮内反応検査
ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び試験管法検査

検査期日	検査区域	検査場所
十一月 十一月	日野郡石見村、 福栄村	石見村検査場 福栄村
二十四日 二十七日	黒坂町	黒坂町
二十五日 二十八日	多里村、 伯南町	多里村 伯南町
二十六日 二十九日	多里村、 伯南町	多里村 伯南町

鳥取県告示第五百四十八号

羽合土地改良区から申請のあつた換地計画の変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五

十二条第一項の規定により、昭和三十二年十一月二十日認可した。
昭和三十三年十一月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県告示第五百四十九号

大山町上万土地改良区から申請のあつた換地計画について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十二条第一項の規定により、昭和三十三年十一月二十日認可した。
昭和三十三年十一月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県告示第五百五十号

気高郡青谷町大字夏泊長田好春ほか十四人の者から申請のあつた青谷町夏泊土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条の規定により、昭和三十

十三年十一月二十日成立した。

昭和三十三年十一月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第一項の規定により、22ノ30森林区の森林区施業計画案を次の場所において公表する。

昭和三十三年十一月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

一 鳥取県庁

一 鳥取県中部山林事務所

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

昭和三十三年度第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年十一月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一日時 昭和三十三年十一月二十二日 午後一時

二 場所 鳥取市東町 鳥取県自治会館

三 議題 鳥取県知事選挙の巡視について

雑報

昭和三十三年十一月二十一日

鳥取食糧事務所長 坂 田 久 二

出張所の位置変更について

日野上出張所

一 移転年月日 昭和三十三年十一月一日

二 位置 日野郡伯南町生山一四二番地の四

正誤

昭和三十三年十一月二日鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号（米子市の区域を分けた開票区の区域の改正）中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

誤

開票区名	区	域
第二開票区	第四、第五、第六、第一〇、第二三、第二四、第二六、第二七投票区	

正

開票区名	区	域
第二開票区	第四、第五、第六、第一〇、第二三、第二四、第二五、第二六、第二七投票区	